

平成 19 年度第 5 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 6 月 6 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第5回定例会議事日程

1 日 時 平成19年6月6日(水)午後2時

2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

- 第1 第15号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
- 第2 第16号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱に関する事務処理の報告について
- 第3 第17号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱について
- 第4 第18号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定について
- 第5 第19号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について
- 第6 第20号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令設定について

4 報告事項

八王子市校庭夜間開放実施要綱の一部改正について (スポーツ振興課)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1番委員)	小田原 榮
委 員	(2番委員)	細野 助博
委 員	(3番委員)	川上 剋美
委 員	(4番委員)	齋藤 健児
教 育 長	(5番委員)	石川 和昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再掲)	石川 和昭
学 校 教 育 部 長	石垣 繁雄

学校教育部参事 指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当)	由井良昌
教育総務課長 学校教育部主幹 (企画調整担当)	天野高延
施設整備課長 学事課長 学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	穂坂敏明 萩生田孝 野村みゆき
指導室統括指導主事	海野千細
生涯学習スポーツ部長	朴木一史
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当)	菊谷文男
生涯学習総務課長	峯尾常雄
スポーツ振興課長	米山満明
学習支援課長	遠藤辰雄
文化財課長	牧野晴信
教育総務課主査	渡辺徳康
教育総務課主査	山本信男
生涯学習総務課主査	町田和雄
スポーツ振興課主査	齋藤和仁 橋本徹

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	小林順一
教育総務課主事	石川暢人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変長らくお待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第5回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員 を指名いたします。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第15号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

由井学校教育部参事 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の御報告でございます。

八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において別紙のとおり事務処理をいたしましたので、同条第2項の規定により、御承認方お願いいたします。

1枚おめくりいただいて、別紙でございますが、加住小学校の飯塚和彦前副校長の休職に伴い、6月1日付で那須郁夫副校長が内申いたしました。国分寺市立第四小学校主幹からの昇任でございます。

次のページに副校長の経歴等を載せてございます。この点については省略させていただきます。

よろしく願います。

小田原委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。本案について何か御質疑ございませんか。よろしいですか。

特にないようでございますので、本案については、このとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第15号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第2、第16号議案 八王子市奨学審議会委員の委嘱に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 八王子市奨学審議会委員の委嘱に関する事務処理の報告についてござい

ます。これにつきましては、本年4月に市議会議員の改選がございまして、これに伴います奨学審議会委員の委嘱に関する事務処理という形でのものがございます。

詳細につきましては、町田主査から御説明いたします。

町田教育総務課主査 八王子市奨学審議会委員の委嘱に関する事務処理の報告について御説明いたします。

八王子市奨学審議会規則第2条におきまして、審議会の組織として、市議会議員の委員は7名と規定されております。また、第3条におきまして、委員の任期は2年とされ、再任を妨げず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の在任期間と規定されております。

昨年、市議会議員につきましては、議員の任期に合わせて平成19年、本年4月30日までの任期とさせていただきます。市議会議員が選挙により決まりまして、議長から本市職員課を経まして5月22日に委員の推選をいただいておりますが、5月31日に奨学審議会を開催する関係から、前任者の残任期間であります平成20年7月31日までの任期で、教育長において委員委嘱の事務処理を行ったものであります。

議案の次の資料「第16号議案関連資料」をごらんいただきたいと思います。市議会議員委員7名のうち伊藤裕司委員と川村美恵子委員の2名は再任でございます。その他の委員は初選任であります。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。この件につきまして御質疑、御意見はございますか。

齋藤委員 いつも似たようなことを質問させていただいているんですが、そもそもこれは議案なのかという疑問があるんですよね。教育長が専決しているわけでしょう。5月28日付の内容ですよね。これは、報告事項じゃないんですか。何をもちょう報告事項として何をもちょう議案とするかというところがよくわからなくなるんですよ。

天野教育総務課長 報告議案という形で教育委員会のほうの決定をみるというところがございまして、これで議案という形にさせていただきます。ただ、これにつきましては、先ほど説明しましたとおり、期間がない中でということですので、第4条2項の規定によって事務処理をさせていただいたという形になります。

小田原委員長 齋藤委員からこれは報告じゃないのかと聞かれたわけだから、これは報告ではなくて議案ですという説明をしなければいけないんじゃないですか。

天野教育総務課長 報告ではなくて議案という形での処理でございます。

小田原委員長 だから、なぜ報告ではなく議案なのかという説明をしてくださいよ。ここで承認を求められて、仮に我々が承認できませんというふうに言ったらどうなるんですか。第4条第2項は何と言っているんですか。

天野教育総務課長 教育委員会の権限委任に関する規則第4条第2項ですけども、「教育長は、臨時に代理したときは、速やかに、教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、その事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、この限りではな

い」ということです。

小田原委員長　それに基づいて教育長が決裁して処理したことを報告し、その承認を得なければならぬので、だから議題ですと、そういうふうに答えなければいけないわけじゃないですか。

天野教育総務課長　おっしゃるとおりです。

小田原委員長　だから、これは議案です。報告ではありません。

齋藤委員　では、それを踏まえた中でよろしいでしょうか。ここに出ている7名の新しく選任されてきた議員の方々についてですけれども、そういう意味から考えたときに、教育委員という立場から考えれば非常に大切な審議会であると私は思っているわけですね。そういった中で適材適所、もちろん新人の方もたくさん入ってきたことは事実なんですが、私の知る限りで、もし間違えていたらすみませんが、5番、6番、7番の議員さんは新任の方なんですかね。

天野教育総務課長　はい、初当選の方です。

齋藤委員　7名のうち3名が新人ということですよ。適材適所、議会の中から、平たく言うと会派から選ばれてくるとは思うんですけれども、そのあたりはしっかりと審議していただける方というふうにとらえるしかないのだろうけれども、事務局としてはどういうふうに把握なさっていらっしゃいますか。

天野教育総務課長　奨学審議会についての意図を十分に市議会のほうに伝えまして、それに基づき議会で考慮していただいた選任だというふうに考えております。

細野委員　私は教育委員を拝命したときに、教育というのは八王子のまちおこしとか活性化のためにとても大事な手段だと思ったわけですね。議会というのは、そういう点では非常に大きな権限を持つし、その議員の方々が我々の進んできた方向とかそういうものに有効な示唆を与えてくださるということを期待しているわけですね。

今の齋藤委員のお話は、たとえ新人議員であろうとなかろうと、選挙で選ばれた方々だし、非常に崇高な使命を持って市議会議員になられたんだと思います。ですから、当選回数はあまり関係ないかもしれないけれども、ぜひ議員さんには、教育問題というのはとっても大事なので、できるだけ精鋭をよこしてほしいということ、我々は、というか私自身ですけれども、望んでいるわけです。

一つ質問なんですけれども、今、議員さんの中で、教育委員会関連の審議会の中にはどういう方いるのかということ、少し提示してほしいと思うんですね。ぜひ私たちは、少しその議員さんたちと議論の場を持つとか、教育に対してどういう識見を持っていらっしゃるのか、そんなことを少しお話する機会があったらいいなというふうに、個人的に私は思っているんです。

小田原委員長　今の御意見について、いかがですか。まず質問がありましたね。市議会議員が教育委員会関係の委員会と審議会等にどういう形でかかわっているか、それがありませんか。それはすぐ答えられますか。

石川教育長　教育にかかわっている委員会というのは、独立した文教経済委員会という委員会があるんですよ。そこが主に議論する場で、この奨学審議会というのは、そのごく一部の奨学

金に関しての審査をする場ですので、教育そのものを論じるようなところではないんですね。ですから、私はあまり神経質に考えることはないなと思っています。もちろんそれなりの見識を持った人たちですから、ということも言えるんですけども、本質的な議論をする場は別のところにあるので、選ばれてきた人なら、そんなに神経質に考えないで、そのまま受け入れていいのではないかというふうに思っています。

細野委員　さらに関連ということで質問をさせていただいたんですけども、教育に対して議員さんがどういうふうに考えているかということも少し一緒に話し合う機会があってもいいんじゃないかというのが一つあるんですね。

それから、確かに奨学金ということに対してはごく限られたような局面かもしれないけれども、実はすごく大きいと思うんですね。八王子に住んでいて向学心に燃えているんだけども何らかの事情で経済的に立ち行かない人たちに少し手を差し伸べよう、それはとても大事なことであって、そういう点では本質的な議論もいろいろしてほしいと思っているわけです。教育長がおっしゃるように非常にルーチンワークしたものだということなのかもしれないけれども、これからもすごく大事になってくるかもしれない。経済は好転していますけれども、でも、好転していてもまだまだ恵まれない人たちがいるわけなんだから、そういう点では少し慎重に議員さんにも御検討いただきたいという期待があります。

小田原委員長　奨学金の審議会については、何で議会から7名が委員として参加するようになっているか、そもそもそのところを考えなきゃいけないだろうというのがあると思うんですね。しかも、この審議会に委員として出席すれば、これは30分なのか、1時間なのか、私たちのように半日やっているのかわかりませんが、どのくらいの報酬が出ているのか、一方で奨学生が年額幾らもらっているのかというのを考えるときに、こういう審議会がこれだけの人数でやらなければいけないことなのか、そういうことを総体として考えなければいけないことが今の話の中からも出てくると思います。それは前から言っているんですけども、なかなか私たちのほうからも言いにくい部分もあるから考えてほしいということだけでとまっているんですけども、そろそろ根本的に考えてほしいなと思います。

それは、細野委員が、教育は非常に本市にとっても国にとっても大事なことであり、議会は議会で市民の信託を得て議会の議員になっているわけですから、それぞれの責任の重さ、任務の重さというものはあるでしょうから、そういう中でこの問題もその一つとして考えなければいけないんじゃないかなと私なんかは思っているんですが、いかがですか。

細野委員　もう一つ質問なんですけれども、この奨学審議会の委員というのは、議員の方だけなんですか、それとも市民の方も入っているんですか。

天野教育総務課長　委員全員で13名になります。市議会議員さんが7名で、中学校の校長先生が1人、高等学校の校長先生が1人、学識経験者の方が4名以内という形になっています。

細野委員　そうすると議員の方はかなりの割合ですよ。半分を超えているんですけども、この構成メンバーは、過去からこういうふうに決まっていたというのか、それとも合理的な計算によってこういう組み合わせにしたのか、そのあたりのことをちょっとお聞きしたいんで

すけれども。

天野教育総務課長 これは以前からの状況というのが一番のものだと思います。ただ、途中で規則改正等を行って委員数の減ということはさせていただいています。平成16年の段階ですけれども、教育委員会委員の2名の減はしているところです。市議会議員の7名というのは動かない部分ですけれども、途中の中で人員数の見直し、検討はしているという状況です。

小田原委員長 今のは的確な答えとは言えませんが。

石川教育長 よりどころになっているものは何なのかということですね。

天野教育総務課長 よりどころは特に変わっていません。

小田原委員長 議員の数が7名というのは、今では半分だけでも、前はたぶん半数だったと思うんですが、そうなったいきさつというのはわからないんでしょう。

天野教育総務課長 はい、特に把握していません。

石垣学校教育部長 この奨学審議会だけではなく、教育委員会の中でもいろんな委員会がございまして、それぞれに市議会議員が入っていたという経過が従来ございました。市の方針として、市議会議員についてはできるだけ抜けていただくということで、今の教育委員会におきましても、奨学審議会以外はすべて市議会議員が抜けている状況がございます。この奨学審議会についても同じように議員さんを抜いていくという考えで私どものほうは今後対応していきたいと思っております。

また、奨学審議会の中での議員の発言ですけれども、例えば奨学金を増やしたいとか、あるいは人数を増やすとか、そういう意見が多い傾向がございます。そういったことは本来、議会でやるべき話だろうと思います。議員さんにそういう思いがあったかもしれないですけれども、そういった意見は、文教経済委員会あるいは本会議という別のちゃんとした場所があるわけですからそこでやるべきだろうと。いずれにしましても、市の方針として、市の附属機関から議員さんは抜いていくという方向性をもっておりますので、今の教育委員会では奨学審議会だけが残っている状態でございますが、これについては、委員長の御指摘があったとおり、今後対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

小田原委員長 今の部長のお話を伺っていると、奨学生の数を増やすというような議員としての意見は議会でやるべきだということですが、人数を増やすとか奨学金を増やすという話は、ここの審議会が決める話でしょう。

石垣学校教育部長 そうですね。

小田原委員長 そこは、ちょっと誤解のないようにしたいところですね。

いかがですか。今の部長のお話でよろしいですか。

齋藤委員 今話を聞いていてちょっと不安になるのは、人事異動なんかで、担当の人間が変わったとしても、教育委員会での過去の意見なりは継続されて生きていなければおかしいと思うんです。それで私、この八王子市奨学審議会についてインターネットでちょっと調べてみたら、昨年7月29日の第8回の定例会で話し合われているんですね。

このときに、2年の任期という形で13人の方が全部出ていて、それを我々が審議しているわけです。そのときに、小田原委員長も、細野委員も、私も意見を言わせていただいていますけれども、人数が多過ぎるんじゃないかとか、もう少し専門家を入れたほうがいいんじゃないか意見を言わせていただいた。また、報酬についても見直すべきだというような意見が出た。それについて、事務局の皆さんは「検討いたします」と答えているわけです。今回は市議会議員が選挙によって入れ替わったという内容のようですが、あわせて昨年第8回定例会で交わされた内容の経過であるとかが報告されれば安心するんですけども、ちょっと不安になるのは、そのときの話はそこで断ち切れちゃっている感じがする。我々でも当然忘れちゃうときがあります。うっかりするときがあります。だから、ちゃんと脈々と継続するものは継続されてこないとおかしいと思うんですよ。

全く同じ話をしているんです。今、小田原委員長がおっしゃったことも、昨年第8回の議事録が出ていますので、読んでいただければ皆さんわかるんですが、人数のことも言っています。13人が適正なのかどうか、金額は妥当なのか。当時から意見が出ているわけですけども、1回の会議報酬で1万2,000円出ている。年に2回ですよ。2万4,000円出ている、奨学生に対する月額が1万円というわけでしょう。おかしいのではないかというような話が前回も出ているわけですね。こちらへんは見直すべきではないか。かつ、後から聞きましたら、委員の中に先生がいますよね、現役の先生とか。その先生たちは報酬を辞退なさっていますね。受け取っていないわけですよ。13人の方全員に払っているわけではない。辞退している方もいらっしゃるわけです。

そういうことも考えれば、石垣部長もおっしゃいましたけど、ちょっと議員さんのほうにもお考えいただいてもいいような内容のような気がしますよね。

石垣学校教育部長　今の齋藤委員からの御指摘ですけども、報告しなかったことにつきましては申し訳ないと思っております。

正式な動きではございませんけれども、実は、議会事務局のほうと私のほうで話をしています。ただ、今の時期ではまずいなというようなことがちょっとありまして、報告をしていない、まだ実現していないという部分が実はございます。ただ、今後時期を見はからってということで話をさせていただきますので、適切な時期を選んできちんとした対応はとっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小田原委員長　よろしいですか。齋藤委員も言っていました行政の継続性の問題については、前任の課長のときかな、私も意見を言ったことがあるんですけども、ここに出てくる議案の原義というのをつくっているのではないかと言ったら、つくっていないという話があって、そういうのをつくったほうがいいんじゃないか、そうすると継続して担保できるんじゃないかというようなことをお話ししたら、いや、この委員会の議事録があるから、それを見ていれば大丈夫だという話があったんですよ。それで、私は「見ていないんじゃないか」と言ったら「見えています」という話だったんだよね。だけれども今回、齋藤委員に指摘されちゃっている。行政というのは継続性ということは自慢の一つだったと思いますよ。今いったようなことを指摘

されるのはまずいなというふうにぜひ考えていただきたい。それが1点。

それから、細野委員の話の中に議員との懇談の話があったんだけど、私なんかはその必要性をあまり認めないという考えを持っていたんですね。議員の皆さんは選挙で選ばれた方で、文教経済委員会なりで教育についてはきちんとそこで、あるいは本会議もちろんございますから、そこでそれぞれの意見を開陳し、あるいは議論していただく。私たちは市長から指名されて議会の承認を得て任命されている立場ですよ。その違いというのは非常に大きいものですから、ただ、お互いの意見を交換することについては一向に構わないというか、やぶさかではありませんけれども、必要に応じてということだと思います。

昨年、文教経済委員会の委員長からそういう申し出があって、受けるか受けないかという話があって、受ける形になったんですけども、議員の皆様のほうの御都合があって取りやめになっているということがありましたよね。

細野委員　だから、向こうから申し出があったんだけど、私はこの際、少し徹底的に議論したいというふうに思っています。それは八王子に対して危機感を持っているからなんです。ある種の行政的な決定権というか、政策の決定権を持っているのは議会なんです。執行権は市長にありますけれども、我々は、さっき委員長がおっしゃったように、その執行権のもとで教育行政についていろいろなことを言っているわけですけども、もっと大きくりに考えて、八王子全体として教育というものをまちづくりとかにどう位置づけるのかと。ぜひ議員の方と御懇談したいと私は思っています。

石川教育長　ものすごく話が発展しているようなんですが、教育の問題は本会議でも文教経済委員会でも論議できる。それから、教育委員との懇談も必要だとは思いますが、この奨学審議会の委員の委嘱については、途中で改選になったものですから、要するに、残余の期間の委員を選ぶわけで、あまりそんなに話を発展させることはないと思いますので、進めていただきたいと思いますが。

細野委員　ごめんなさい。少し発展してしまいました。私は、議会と我々とのパイプというのをこの際つくっていただいて、効果がなければそれで終わりだけでも、一回はやってみたいということなんです。この奨学審議会の部分については了解でございます。

小田原委員長　進行の勝手際がございまして大変申しわけなかったんですが、とりあえずこの第16号議案について絞ってはいかがですか。教育長のほうからも言われたわけですが、任期の途中で入れ代わったものですから、新たに市議会議員からの委員については、このとおりにお願いしたいということです。

細野委員　はい。ただし、附帯条件。先ほど石垣部長からお話があったけれども、次の満了になるのが平成20年7月31日ですよ。その後については、基本的に議員の方は審議会のメンバーに加わらないと。先ほど齋藤委員からも話がありましたけれども、こういう奨学金というのは非常に大事な話で、教育のインセンティブになりますし、経済のこともいろいろ考えなければいけないから、もっと専門家をたくさん入れて徹底的に議論してほしいというふうに要望したい。

小田原委員長 奨学金について議論するのか、奨学生を決定する審議なのか、その性格もある。

細野委員 私はインセンティブシステム自身から徹底的に議論してほしいと思っています。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。その附帯をつけてほしいということですが、審議会はそういう趣旨でよろしいんですか。

石垣学校教育部長 審議会自身は奨学生を決定する審議ということになりますので、私のほうでつくった資料を具体的に、一人一人ではありませんけれども、ボーダーラインのところの部分で審議をしていく。そのときに、所得がどういう形で得られているのか、あるいは母子世帯の部分はどうするのか、そういう議論はございます。

小田原委員長 ただ、細野委員の言っていることは、もっとそういうことじゃないことをもう少し深く突っ込んで考えなさいと言っているわけですから、そうすると審議会は要らないという話にもなりますよね。教育委員会で審議を設定しているのは何なのかというところを考えると、細野委員の要求している事はむしろ教育委員会で考えるべきだという話になるのか、審議会に任せていいのか、そこだけはっきりしてほしいと思います。

次回、20年7月までに、審議会をどういう方向にもっていくか、その存廃を含めて提示してください。

齋藤委員 現実的には、今までのこの審議会の中では、もっと募集の人数を100名から増やしたほうがいいんじゃないかとか、金額を増やしたほうがいいんじゃないかという話が出ていますよね。ということは、今までは、この審議会にある程度任せているんですね。そういうところまで話し合ってもらうことを是としているわけでしょう。

石垣学校教育部長 審議会の中で、例えば、100名を110名にできないのかとか、あるいは経済状況がきつい中で、あと1,000円増額できないのかとか、そういう議論は出てきております。奨学生を決定するだけでなく、具体的にそういう審議は出てきております。

小田原委員長 でも、それは審議ではないんじゃないの。細野委員が言っているのは、審議会という名前がついているのであれば、そこまで踏み込んで考えてほしいということなんですよ。

石垣学校教育部長 最初に申しあげましたとおり、奨学生を決定する任務を負っているのがこの審議会です。申請があった奨学生の候補者の中から奨学生を決めるというのが審議会の仕事でございます。

細野委員 選択基準があるわけでしょう。経済的な要因がどうなのか、学校の成績がどうなのか、いろいろな判断の材料があって、それぞれにウエートをつけて上位100名を選びます、50名を選びます、そういうことをやるわけですね。選択のルールまで審議会で決めちゃうわけですね。という審議会であるのであれば、非常に大事だということなんです。そうしたら、この奨学審議会については、八王子が誇る人材の方に委員になっていただいて一生懸命やってほしい、これが我々の願いなんです。

石垣学校教育部長 そういう形で各委員の方は審議をしていただいていると私は信じています。

小田原委員長 改めて、平成20年7月には議案として御提案願いたいということで、今まで

の議論を踏まえた形でよろしくお願いいたします。

では、お諮りいたします。第16号議案につきましては、提案のとおりということによろしくうございますか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 御異議ないものと認め、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 日程第3、第17号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱についてを議題に供します。

本案について、引き続き教育総務課から御明願います。

天野教育総務課長 奨学審議会委員の解嘱についてです。これにつきましては、議案にもありますとおり、学識経験者ということで委嘱していた伊藤大輔委員ですけれども、ここで辞退という形で申請がございましたので、これにつきまして、今回の解嘱の議案にさせていただいたところです。詳細は町田主査のほうから説明させていただきます。

町田教育総務課主査 八王子市奨学審議会委員の解嘱について御説明いたします。

八王子市奨学審議会の伊藤大輔委員から、平成19年5月28日付辞退届が提出されまして解嘱する議案でございます。

伊藤委員につきましては、中学校PTA連合会からの推薦により学識経験者として選出されておりましたが、このたび市議会議員になられたということで辞退の申し出があったものです。

説明は以上で終わります。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。この件につきまして何か御質疑、御意見ございませんか。

齋藤委員 5月28日付の辞退届ということですが、その経緯に疑問を感じるんですね。彼は中学校PTA連合会からの推薦で出ていましたよね。私も今年度まで相談役をやっていたのでわかるんですが、彼が市議会議員選挙に立候補を決めた段階で、中学校PTA連合会から出ている委員についてはすべて下りるということをやっていたんですよ。彼はPTA連合会の看板を背負って幾つも役職を持っていたんですが、立候補を決めた段階で、全部下りますと言っていたんですが、今回、辞退届が提出されたのが5月28日なんですか。

町田教育総務課主査 手続として出てきたものは5月28日です。ただ、その前に解嘱の申し出等がありまして、その書類等については事前にお渡ししています。28日以前に渡しております。出てきたのが28日という形になります。

小田原委員長 それは特に教育委員会として考える話題にはなり得ないのではないですか。

齋藤委員 ないですかね、候補者という形においても。

小田原委員長 別に問題ない話じゃないですかね。

石垣学校教育部長 今の齋藤委員のお話しですが、私のほうは書類を受け取った、あるいはやり取りをしたという部分のところが私達行政としての仕事の始まりの部分ですので、そ

の前のところについては行政がかかわるべきところではないと思っております。

小田原委員長 そのへんのお話であって、委嘱していたのは委嘱していたわけだからということでしょうね。ただ、こういう話になると、学識経験者でありながら何々から推薦という話になると縄張りがあるみたいで、透明性に欠けるというのか、公平性に欠けるというんですか、ある団体の枠が学識経験者みたいな話というのは、やはり少し変な感じがいたしますので、それもいずれ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

石垣学校教育部長 学識経験者という選出区分でございまして、その学識経験者はどこをよりどこにするかという部分は、一回一回でお話は違っていると思っております。ただ、今、そういう継続性があったというような御発言がありましたけれども、それはたまたまということで御理解をぜひいただきたいと思っております。

小田原委員長 わかりました。そのほかに何か御質疑、御意見はございませんか。よろしいですか。

では、第17号議案につきましては、特にこのように決定することについて御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第17号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 日程第4、第18号議案 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、引き続き教育総務課から御説明願います。

天野教育総務課長 八王子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則設定についてでございます。これにつきましては、ここで公民館条例等の廃止等があった中で、公印等について廃止、また新たに設定という形で進めさせていただく、これについての規則設定でございます。

詳細につきましては、後藤主査から御説明いたします。

後藤教育総務課主査 第18号議案について御説明させていただきます。「第18号議案関連資料」をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、7月1日より生涯学習センター条例が施行されることに伴いまして、新たに設置される公印の規定とともに、同じく7月1日に施行されます公民館条例を廃止する条例に伴いまして、公民館に係る公印を廃止するため、教育委員会公印規則の改正をするものであります。

具体的な改正内容につきましては、関連資料の2枚目、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思っております。

新たに設置される生涯学習センター分館の公印に関しましては、生涯学習センター南大沢分館、川口分館の使用承認専用印を定めるものでございます。

次に、公民館に係る公印の廃止につきましては、現在規定されています中央公民館、南大沢公民館、川口公民館の3館についての使用承認専用印とそれぞれの館長の公印について廃止するものでございます。

また、別表中、項の削除に伴いまして、生涯学習センターの使用承認専用印の管守場所と使用区分についても、文言の整理をしたものでございます。

この規則の施行日につきましては、生涯学習センター条例、公民館条例を廃止する条例の施行日と同じくして、平成19年7月1日といたしたものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。本件につきまして何か御質疑、御意見ございませんか。

齋藤委員 重箱の隅をつつくような話で申し訳ないんですけども、たまたまタイムリーだなと思ったんですけども、この中で見た方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、民放のテレビ番組で、たまたま八王子市のある判子屋さんを取り上げていたんですね。この判子屋はなぜつぶれないんだということに着目して、そのテレビ番組は、3日間そこに張りついてお客を見ているんですけども、3日間で5人しかお客が来ないと。にもかかわらず、ずっと長いことその判子屋さんは存在している。そこで店主にインタビューをすると、官公庁と契約しています、年間2,000万円以上の売上げがあると話していた。もちろん官公庁は八王子だけではないと思いますが、たまたま八王子の判子屋さんだったんですよ。八王子だけではなくて、いろんなところと契約を恐らくしているんでしょうけれども、この年間に係る判子の作り変えというものが、市役所を含め、官公庁あたりとつき合っていると一生食べていけるくらいのことを行っているわけです。

これについては致し方ないことなのかどうかわからないのですが、私も小さい会社を経営しているんですけども、2年前に父を亡くしまして判子を作り変えなければならないのが山ほどあったんですよ。何十個ですけど、全部修理しました。いわゆる判子屋さんに修理依頼をかけるんです。そうすると、作り変えなきゃだめな判子もあったんですが、部分補修で何百円で直っちゃうものもあるんです。これが市役所になってくると量が多いでしょうからものすごく莫大になってくるんだと思うんです。そういうところまで一応検討はしているのかどうか。自分の金だったら考えると思いますよ。1円だってむだにしないということを考えれば、この判子を補修で使えないかと。自分のお金じゃないから、捨てちゃって新しく作っちゃおうという感覚はないですかということを質問したいです。

後藤教育総務課主査 その件につきましては、教育委員会の公印規則の第9条第2項に規定がございまして、「その他、理由により使用しなくなったときについては、教育総務課長に引継がなければならない」と。そして、教育総務課長が引き継いだ公印については、焼却等の方法により廃棄しなければならないというような規定になっております。

小田原委員長 何で作り変えなければいけないかというのは、今の規定のとおりなんだけれども、その背後にもあるんだよね。要は公印というのは実印と同じなんですね。だから、そこで

掘り返すみたいな形というのが公的にできるかどうか、その問題になっていくんじゃないですかね。もっと深い専門的な根拠というのがたぶんあるのではないかと思いますけれども。

細野委員 捨ててもいいんだけど、指名入札なのか、それとも競争入札になっているのか。

1円でも安ければ、その分だけバリュー・フォー・マネーなんだから、税金のむだ遣いにならないだろう、こういう話ですよ。規則上、これは廃棄することは正しいと思っている。そのところを齋藤委員は言っていると思うんですけども、そのあたりの入札の方法はどうなっているのかということの説明があってもいいかもしれませんね。

齋藤委員 つまらないことかもしれませんが、むだにならないようにちゃんと考えていただければ、それでいいんです。そうなんだけれども、自分の会社に置き換えて考えたときに、本当に1円でもむだにしたいと考えると、法で決まっているとされてしまえばそれまでなんですが。

小田原委員長 そこは、規定に「等」というのがあるわけだから、その「等」というのは何ですかという話でまた考えればいいんじゃないですか。

齋藤委員 よく検討していただいて、むだのないようにしていただければいいんですけど。

小田原委員長 どこまで印鑑をいじれるかという問題ですね。

天野教育総務課長 これはほかの部にも同じことがいえますけれども、むだにならないような形で考えていきたいと思っております。

石垣学校教育部長 御指摘のように、むだにしないようにするという精神はだれもが持たなければいけないと思います。また、公でも私でもそうでございますけれども、主として公印として使っている印鑑がどう使われているか、そこについては公の部分で私たちは責任を持たなければいけない部分があります。そうしたときに、廃棄するということについては、印鑑なんかの場合、確認できる場所もございませんので、焼却とかいう部分が私は妥当かということも思っております。

小田原委員長 今のところの見解ということで。

そのほかございませんか。

川上委員 新旧対照表についてですけども、左の「新」の欄の使用区分が皆「同」と書いてあるんですが、何と「同」なんですか。

小田原委員長 この新旧対照表に載っている部分は一部抜粋したものだから、上の部分がどうなっているかということなんだよね。おそらく、「使用承認用」になっているということでしょう。おっしゃるとおり、そこから示さないとわかりませんよね。この上はどうなっているんですか。

後藤教育総務課主査 上の部分は、スポーツ振興課の所管します体育施設の使用承認印ということになっています。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 表の作り方をもう少し工夫してください。

川上委員 資料としては、これではわかりませんよね。

小田原委員長 決裁権を与えているところには、どうしてもこういう公印が必要になってくるわけです。だから、これはどのくらいかかるのか知りませんが、齋藤委員の知りたいことをもうちょっと広げると、できるだけ公印は少ないほうがいいという話になるのか、あるいは多くても、テレビに出るような話が本当だとすれば、何か考えざるを得ない部分もないわけではない。

天野教育総務課長 多ければ多いほどいいというものではないですし、また、そこが責任ある組織ということで公印を置くという、それは必要なところ、必要最低限という形でつくっているというふうには理解しております。

小田原委員長 外国ではみんなサインなんでしょうが。法律ですから。

そのほかに何かございませんか。

では、お諮りいたします。第18号議案につきましては、特に御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第18号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 日程第5、第19号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について及び日程第6、第20号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令設定については、相互に関連しますので、一括議題に供します。

各案について、生涯学習総務課から説明願います。

米山生涯学習総務課長 第19号議案、第20号議案についてですが、このたび生涯学習審議会、スポーツ振興審議会、博物館協議会を設置することに伴う事務処理規則の一部改正、生涯学習センター条例の設置に伴う一部改正及び文言の改正が一部ございます。

詳細については、齋藤課長補佐から御説明します。

齋藤生涯学習総務課主査 ただいま説明がありましたとおり、第19号議案、第20号議案につきましては、昨年度教育定例会及び市議会定例会でも議決をいただきました八王子市生涯学習審議会条例、八王子市スポーツ振興審議会条例、八王子市博物館協議会条例の制定並びに八王子市こども科学館条例、八王子市郷土資料館条例、八王子市体育館条例の改正及び八王子市社会教育委員の設置に関する条例、八王子市公民館条例の廃止のそれぞれ7月1日からの施行に伴いまして、必要となります規則、規程の改正を行うとともに、あわせて、この機会に用語の統一を図るものでございます。

それでは具体的に訂正箇所を御説明いたします。第19号議案から、議案の次のページについております新旧対照表をごらんください。

八王子市教育委員会事務局処務規則の一部改正でございます。

第13条生涯学習スポーツ部の部生涯学習総務課の項第2号「社会教育委員に関すること」を「生涯学習審議会に関すること」に改めます。

次に、スポーツ振興課の項第2号に「スポーツ振興審議会に関すること」を加え、以降の号を1号ずつ繰り下げます。また、同項、旧で言いますと第5号、第6号中にあります「管理運営」を新で言います第6号、第7号中で「管理及び運営」に改めます。

次に、学習支援課の項第4号中「公民館及び」を削り、「管理・運営」を「管理及び運営」に改め、同項第5号を削ります。

次に、文化財課の項第5号として「博物館協議会に関すること」を加え、以降の号を1号ずつ繰り下げます。

続きまして、第20号議案の新旧対照表をごらんください。八王子市教育委員会事案決定規程の一部改正でございます。第2条第2号中「、八王子市公民条例（昭和37年八王子市条例第18号）第15条に規定する館長」を削り、八王子市郷土資料館条例第10条に規定する館長を第9条に規定する館長に、また八王子市体育館条例第15条に規定する館長を第14条に規定する館長に、八王子市こども科学館条例第13条に規定する館長を第12条に規定する館長にそれぞれ改めます。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 生涯学習総務課の説明は終わりました。本件につきまして御意見、御質疑ございませんか。よろしいですか。

齋藤委員 基本的なことかもしれませんが、名称が変わったことですから、それによる変更というのはわかります。それ以外の文言整理の部分になるんでしょうか、「管理・運営」を「管理及び運営」というのは、文言の整理で言えばこういう流れなのかよくわからないんですが、私は正直違いがわからないんです。

齋藤生涯学習総務課主査 文言としましては、旧の中に、同じことを言い表しているにもかかわらず「管理運営」という言葉と「管理・運営」という言葉と「管理及び運営」という3種類の言葉が混在しておりました。言い表したいことは同じでございますので、この機会に、施設については管理すること及び運営することを事務分掌にうたっているという考えから、今回、「管理及び運営」に統一させていただいたものです。

小田原委員長 「及び」にすることが統一になるのかどうかということがあるんじゃないですか。例えば、「八王子市立学校の管理及び運営に関する規則」ですか。齋藤委員の質問に絡んで言えば、どうでもいいことにこだわっているだけじゃないですか。では、「企画・施策の推進」というのはどうなるんですか。これはほかにないから残すわけですか。「広報活動及び調整」というのが「及び」なんだけれどこれはどうなのか。統一と言うけど、これは、統一ではないと私は思う。たまたま気がついたから、ここのところは3つあるのを一つにしたというだけの話なんじゃないですか。

石垣学校教育部長 先ほどのお話しですけれども、「管理運営規則」でございます。

小田原委員長 ですよ。だから、統一という話ではないでしょう。

齋藤生涯学習総務課主査 委員長おっしゃるとおり、すべての条例規則について洗い直して言葉をすべて統一したのかということになりますと、そういうことではなくて、あくまでも今回、

教育委員会事務局処務規則の中で、同じ「分掌事務」という第13条の中で言葉の遣い方がまちまちだったので統一したということであって、すべてを洗い直して統一したということではございません。

小田原委員長　だから、そういうのはあまり感心しないんですよ。やるんだったらきちんとやるべきなんですよ。統一すると言うんだったら、「企画・施策」というのはおかしいと思います。おそらく「企画及び施策」と直すべきだろうと思います。「管理運営」は「管理運営」で構わないと思いますよ。そこらへん、統一するなら統一すべき。条例が出たときにこういうのも一緒にやればすんなりいく話だろうと思うんですよ。本来は、条例が変わったときに、条例にあわせて規則も一緒にやっちゃうべきなんですよ。なかなか難しいことだと思いますけれども、関連してそんな感想を持ちましたので、つけ加えさせていただきます。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。これも議案でございますので、この件について何か御異議ございますか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長　ないようでございますので、第19号議案及び第20号議案の2議案については、そのように決定することにいたしました。よろしく申し上げます。

小田原委員長　続いて、報告事項となります。スポーツ振興課から報告願います。

遠藤スポーツ振興課長　八王子市校庭夜間開放実施要綱の一部改正について御報告いたします。橋本主査から報告いたします。

橋本スポーツ振興課主査　先般、提示した本件についてももう一度ということですが、先日御指摘いただきました件について調査いたしました。学校体育館の夜間の利用実態についてですけれども、ミニバスケット、剣道、空手、あとはダンスなどの種目で子どもを指導する団体が夜9時まで使用しているという実態があることを確認いたしました。

そこで、校庭夜間開放のほうを午後5時から午後8時までということにできないかというお話でございましたが、体育館を使用し子どもを指導する団体が夜9時過ぎまで使用しているという実態に鑑みまして、例えば、体育館の利用についても校庭と同様に午後8時までという形になりますと、現に体育館を午後9時まで利用している団体へ非常に大きな影響を及ぼすこととなりますので、スポーツ振興課としては、混乱を避けるために、前回お示しした考え方を変えることなく、高校生以下の利用についても午後9時までということで、再度御報告させていただきたいと考えております。

また、前回、文言整理に不行き届きな点がございましたので、今回、文言整理を再度おこないました。ですので、ここで整理し直した文言について説明させていただきたいと考えております。

それでは配付した資料について説明いたしますけれども、まず、改正の趣旨でございます。

再提出ということですので初めから説明させていただきますが、従来、学校の校庭夜間開放事業につきましては、18歳以上の者で構成する団体を対象にするということになっておりましたが、今回、18歳未満の者を含む団体であっても利用できることとして、市民のスポーツ参加機会を拡充するというごさいます。

次に、改正の理由でございます。1番目として、本市のスポーツ振興基本計画が、スポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充を図るということの基本方針としているということ。2番目、高校生以下の団体を指導する市民から使用させてほしいという要望が寄せられていること。3番目、その要望に応える、使用に供するだけのゆとりがあるということです。4番目、市内の他の施設との整合を図る。5番目に、他市の例でも年齢制限は設けられていないということでございます。

実施年月日ですか、平成19年7月15日からということにさせていただきたいと考えております。

具体的な改正の内容ですが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今御説明したとおり、18歳未満の者を含む団体にも使用を認めるということにあわせて、文言のほうを整理してございます。

第1条ですけれども、その趣旨に則りまして「勤労者等」という文字を削除いたしました。

それから第7条ですけれども、旧のほうを見ていただくとおわかりかと思いますが、古いほうの第7条、右のほうですが、「市内に在住または在勤の18歳以上の者」となっておりますので、ここを削除して、新たにわかりやすい形に文言を整理いたしました。そのうち第7条2項の第2号(2)の部分ですけれども、「成人の責任者のほか、成人の役員4名を有する団体であること」というふうに記させていただいております。これは実務上は何の変更もございません。今までやっていたことをここで明らかにしたということでございます。

次に第12条ですけれども、第12条につきましては、完全な文言の整理でございますので、第8条(2)の部分で「学生登録」という表現をしておりますので、「学生団体」と今までなっていた部分を「学生登録団体」と変えたということでございます。

それから第15条、使用方法のところですが、古いほうを見ていただくと「団体責任者は、」となっておりますが、現実には毎回使用のたびに団体責任者が来るといことはなかなか難しいものがございまして、登録する4人の役員とあわせて5人の中からだれか1人が来ればいいよという運営をしておりますので、その部分を明らかにさせていただいております。それから第2項ですが、これは新しく加えた部分で、「18歳未満の者を含む団体が使用する場合には、必ず団体責任者及び団体役員のうち2名以上が立ち会わなければならない」ということで、18歳未満の者に対する配慮をここで新しく加えました。

第16条の第1項、後段ですが、「団体構成員に周知徹底しなければならない」。古いほうは「周知徹底すること」ということになってはいますが、しなければならぬと義務化したということ。第2項のところ、18歳未満の者を含む団体の責任者の責任を明確にするために、帰宅時の安全確保について適切な対応をなさいという表現をしております。小学生、中

学生、あるいは高校生であっても、女生徒、女の方という部分に配慮してくださいということをご記入いただき、ここに書き加えさせていただきます。

第18条(3)「営利を目的としていると認められるとき」を明記させていただきます。

以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課の報告は終わりました。本件について御質疑ございませんか。

齋藤委員 聞きたいことがたくさん出てくるんですが、まず一番最初に何としても聞かなければならないのは、前回、報告事項として提示されて、これは、協議しなければならないんじゃないですかということで、今回を迎えているのではないのでしょうか。それがまたどうして報告事項として出てきているんですか。

遠藤スポーツ振興課長 これは、教育長のほうに事務が委任されております。ですので、ここで報告という形でございます。

小田原委員長 ちょっと待ってください。委任されているというのは、どこで決まっているんですか。

遠藤スポーツ振興課長 本件は学校施設の目的外使用に関することとなりますので、教育委員会の権限委任に関する規則により教育長に委任がされておりますので、今回、報告という形になります。

齋藤委員 私の理解が間違っているかどうかわかりませんが、前回の話し合いの中では、小学生が午後9時まで使用することを認めるべきかどうかということは、結論が出ないまま持ち越しになって、宿題を得たというふうに思っているんですよ。それで、私なりに2週間いろんな方に電話で意見を聞いたり、実態を見に行ったりして、情報は得てきたんですよ。実際に指導している団体にも聞きに回りましたよ。それで、私なりの意見を言おうと思ったら、報告であると。これは、協議しなければならないという話だったんじゃないんですか。

遠藤スポーツ振興課長 前回、その御指摘がありましたので、部内で実態であるとかそういうものも含めまして検討した結果、一応、前回の内容を再検討して今回新たに報告という形にさせていただきます。

小田原委員長 だから、その提示の仕方が、教育長の決裁事項になっていたとしても、文言を見ないと何とも言えませんけれども、我々としては、前回、再提案していただきお願いしたわけですよ。今の御説明だと、いろいろ検討した結果、従来使っている団体に混乱が起きるので前回と同じ内容になったということだけでも、では、混乱を起こすという話が、どういう議論の結果、混乱になると判断したのかということをお明らかにしないと説明にならないんじゃないんですか。

それから、前回、差し戻しとしたのは、要綱として決める場合には、ただ報告ではなくて、問題があるならば協議すべきではないかという話があったわけですよ。それを、教育長の権限なので報告ですと済ませるのは、提示の仕方としては、やはり、まずいんじゃないですか。

これが報告事項としてあげられたとしても、単なる報告ではなくて、御意見をいただいて変える部分があれば変えますというようにしないと、前回議論した事柄が何にも生きていないと

ということになりませんか。もう一回ここで蒸し返す話になるから、あまりこういうのはやりたくないんだけど、どうですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 我々としては、前回の定例会で、委員長がおっしゃったようなことで、もう一回持ち帰って検討したらどうかということで検討をして、こういう形で出させていただきました。

協議事項なのか報告事項なのかということですが、先ほど課長が答弁申し上げたとおり、この内容については、権限が教育長のほうに委任されているというふうに私のほうは理解しております。これは教育委員会に権限があるもの、教育長に権限があるものということで、これは専決のところで明確に規定されております。今回の内容については学校施設の目的外使用ということになりますので、教育長の権限という理解でございます。したがって、今回は、前回の委員さんの御意見等も踏まえまして、部内で検討して、報告事項として提案させていただきます。

ただ、内容につきましては、前回、午後8時まではどうなのかとかいろいろな御意見がございました。現在、体育館については、午後9時まで利用している中ではございますが、私どものほうに特にそのことについての問題は提出されていません。また、今回の新たな校庭の夜間開放につきましても、成人の責任者をきちんと配置するというようなことも明確にうたっております。また、細野委員からも、学校の管理責任の問題についても御指摘がございましたが、許可書のほうに、教育委員会のほうでは責任を負えないというような文言を入れるということで、そのへんは明確に定めたという経過がございます。

以上でございます。

齋藤委員 かしながら、どうしても私は納得がいかないですよ。前回の定例会でいろいろな意見が出たと思うんですけども、八王子市教育委員会として校庭を午後9時まで開放するのか、しないのかということを決めるのはすごく大きな問題だと思うんですよ。家庭教育の問題のことについてもそうです。

正直申し上げまして、私は前回の定例会のときに悩んでいたんです。これは体育館のほうもあるし大変だなと。それで、私は宿題を得たと思って、私なりに一生懸命いろんなところを聞いて回ったりしたんです。ところが、今回、我々が前回あれだけ議論したのに、結局午後9時まで使用していいですよという前回と同じ内容のものを報告事項として出してきた。これでは意見を言えないでしょう。教育委員会は要らないじゃないですか。

小田原委員長 提示の仕方としてまずいですよ。教育長の専決事項として任されている、だからここでは報告ですという言い方だったら、こういうふうにしただけで終わる話で、意見をくださいという話にならない。質問は受けるけれども、意見を求めてはいけませんよ。

専決の場合は、専決の前に何かありませんか。教育委員会が教育長に決定事項を移譲しているわけですよ。そのときに教育委員会は、教育長が決定したことについては再考すべき余地を残していないことになっているわけですか。齋藤委員の怒りはもっともだと思いますよ。

菊谷生涯学習スポーツ部長 確かに午後9時まで使うことについての議論が齋藤委員のほうからもございまして、特に体育館ではミニバス等で午後9時まで使っている団体もあります。ですが、それについては、例えば使わせない、あるいは時間を短縮するというようなことになると、現場に混乱が起きるのではないかという趣旨の御発言があったというふうに私は記憶しております。そういう中で、私どもも、体育館のほうは9時まで実際にミニバスを含めて子どもさんの利用に供しているという現状がございまして。今回の校庭と体育館というのは、施設も違いますので、特に今回そういう要望を市民の方から得ているという中で検討して、前回御提案申し上げたということでございまして。

その中でいろんな御意見が出ました。そういう中で、改めて太字のところについては検討し直しまして、開放するに当たってはより慎重な取扱いにしたという形では見直しをさせていただきます。

ただ、委員長がおっしゃったように提案の仕方がまずいということであれば、それについては、委員さんが教育委員会の中でどういう形で御議論をこれからされるかわかりませんが、それに私ども従うという形になるというふうに思います。

川上委員 私はこの間の会議のときから、9時まで開けることということで議論がされていたわけではないというふうにとらえていました。前回の提案では「小学校4年生」という文言が入っていた。それで、小学校4年生が9時まで使えるということになると、「小学校4年生」という文言を入れていいのかどうか。当然現実はいろいろお調べになったようにあるのかもしれませんが、そここのところで議論が必要だということであって、9時までなのか、8時までなのかという議論ではなかったように思うんです。小学校4年生があれば、9時までというふうに書いてあることは少しおかしいのではないかと。そこまでというところでの議論だったと思います。

ただ、きょうこれが新しく出てきたところに、「小学校4年生」までという文言は入っていませんね。ですから、そういう私どもの疑問に対して、意見に対して、こういうふうな文言にいたしましたという御説明を最初にいただきました。8時までなのか、あるいは9時まで開放するのかというところの議論ではなかったのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、私の記憶が違っているかもしれませんが。

齋藤委員 川上委員がおっしゃるとおりなんです。すみません。時間のことのほうを先に言っちゃいましたけれども、もちろん私が言っているのは、これは小学生がという意味ですよ。前回のときも「小学校4年生」という文言が出てきたわけですが、今回はその「小学生」は抜けましたけれども、では、現実的に小学生には貸さないんですか。「18歳未満の者」という中には、小学校の団体にも貸すわけでしょう。それを濁しちゃったというか、誤魔化したという感じですよ。わざわざ「小学校4年生以上」ということを削除しましたよね。前は書いてあった。そして、今回は「18歳未満」というふうになっている。わざとそここのところを見えなくしただけでしょう。現実的には小学校4年生にも貸すんでしょ。このまま聞いたら、幼稚園児や小学校1年生にも貸すことになるんじゃないですか。

遠藤スポーツ振興課長 それは、誤魔化したということではなくて、文言の整理の中で「18歳未満の者」ということで整理させていただいたということで、当然小学生にも貸すということは明白でございますので、そのへん、御理解をいただきたいと思います。

小田原委員長 「18歳以下」となると、幼児も含めるのでしょうか。

遠藤スポーツ振興課長 はい。

小田原委員長 提示の仕方が非常に下手だと思うのは、新旧対照表だけで言っているけれども、前回提示したものがあられるわけですよ。前回の議論を踏まえてどう変えたんだという説明がないわけ、だから誤魔化したという言い方になる。誤魔化しているとは思いませんけれども、誤魔化しているというふうに言われたら、そうだというふうに僕は受け取りますよ。誤魔化していないと言えば言うほど。その説明がないわけだから。何で私たちがそこを言っているかと言ったら、「早寝・早起き・朝御飯」と言われているときに、小学生あるいは今回の場合には幼児も含めて9時まで使わせるということについて教育委員会が認めていいのかということの判断ですよ。だから根源だみたいな話になるわけだから、それを教育長決裁の教育委員会報告だから教育委員会はいろいろ言うなという提示の仕方はだめだと言っているわけです。もう一回、再提案ですね。

齋藤委員 一つよろしいですか。私も2週間前からいろいろと私なりに調べてみたんですよ。ちょっと質問を変えさせていただくと、体育館で小学生のミニバス、正直言いまして、私はもっとたくさんの団体が使っているのだと思ったんですよ。これは大変だと思ったんです。私なりに調べたところによると、どう把握しているかわかりませんが、今現在体育館を9時まで使用している小学生の団体は極めて少ないというふうに、私なりに調べた中では思ったんですよ。剣道だとか、さっき出てきましたけれども、そこまでは私は調べていません。少なくともミニバスの団体の中で9時まで体育館で小学生を指導しているのは何団体しかありません。非常に少ないんですよ。それで、それに対して今何の問題もないという発言が出ましたけれども、私がいろいろと地域の方の話を聞いてみる限りですと、少し問題だよなという声も聞こえてきているんですね。

だから、私は、この2週間自分なりに調べた結論として、体育館のほうを変えていくべきだと思うんです。やはり小学生については、18歳未満はいいですよ、高校生とか大学生はいいとしても、小学生については9時までやはり認めるべきではないという私なりの結論に至ったんですよ。きょうはそれを発言させていただこうと思って私なりの準備を一生懸命してきましたが、はなから報告事項になっているので、あれあれと思っちゃったんですよ。

ちょっと語尾が荒くなったのは御容赦いただきたいんですけども、この問題は十分検討する余地があるんじゃないですか。私は逆に、今、体育館のほうを変えていくべきだと思います。私は極めて少ないと思っているんですが、事務局の方は、今現在、小学生で9時まで使用している団体はいくつか把握していますか。

橋本スポーツ振興課主査 七国小、みなみ野小など、3つくらいの学校です。

齋藤委員 それだったら、その3つの体育館の規約を変えていくべきだと思います。私も川上

委員も前回のときに言っていましたけれども、これは小学生が9時まで使用することを八王子市教育委員会が認めているのかどうかということを問われているのだと思います。細野委員も前回おっしゃっていましたけれども、9時に終わって、それから家に帰ってと考えれば、まずいんじゃないのかなと私は思いますけどね。というのが、この2週間で私なりに出した結論なんです。前回のときは、もっとたくさんの団体がいると思ったんです。だから、その規約を変えるということになると大変だなと思ったんですけど、確かにミニバスは3つですよ。

遠藤スポーツ振興課長　　そういう団体数の多少もあると思いますけれども、現実問題として、スポーツ振興という観点から私どもが考えるについては、勉強ももちろんあると思うんですけども、スポーツをしたいという小学生は9時くらいまでやることについて認めてあげるのが、少ない団体かもしれませんが、ミニバスケットをやっておりますので、校庭についても時間的には9時ということで考えさせていただいたわけなんです。ですから、8時に終わってもそれはいいと思うんですが、私どもは、今の実態に合わせるように9時までというふうに今回報告させていただいたものでございます。

小田原委員長　　僕は再提案しろと言っているんだよね。再提案しろと言っているんだけど、そういうのに対して、今のような御説明をされると、僕は何と言っていいか何とも言いようがありませんけれども。

石川教育長　　教育長が決定したという内容のものなんですけれども、最初に小学生とうい文言をここに入れるということに対して疑義を指摘したのは私で、さっき川上委員が言ったようなことから、私は問題だなというふうに思ったものですから、ここで皆さん方の御意見をお伺いしたいといって議論してもらったわけですね。少なくとも要綱として、「小学生4年生から」か、そういう言葉としてここに残っちゃうのは非常にまずい。だから、誤魔化しと言えば、明らかに誤魔化しですよ。でも、それは、これを見たときに、どんどんその実態が広がっていくということは、いかにも今の子どもたちの学力低下等の問題から考えてもおかしいと思ったものですから、それは何とか抑えたいというのが私の気持ちであって、できればはっきり規定してしまって、小学生は8時なら8時としたほうがはっきりするということではあると思います。ですから、こういう議論をいただきましたので、もう一回機会はあると思いますから、もう一回中で検討してみて、再提出をさせていただきます。

小田原委員長　　そのときに、小学生以下は8時までという別項あるいはただし書きということも前回言った記憶があるんですよ。とか、いろいろあるんです。理屈から言えば体育館の取り決めを変えるべきですよ。それから、「18歳未満」というふうになっちゃうと、今度は幼児の新体操だとかいうようなことだって当然入ってくるわけですよ。そういうのを含めて、じゃ、どうするのかというのは、やっぱり考えなければいけない。

細野委員　　こういう行政の場合というのは、ルールでちゃんと規定するか、現場の裁量であるかということにいつもなると思うんですね。教育長が言ったように、今、大問題として、幼少期の場合には、やっぱり睡眠時間も必要だし、本来の学務ということもあるのだから、それを考えたら、やっぱり事細かく規定したほうが現場にとっても混乱もないしという話であるなら

ば、それをやる必要があると思うんです。この際、こういう議論が出たのだから、齋藤委員も言ったけれども、校庭ばかりではなくて、体育館自身ももう一回統一して考えるというふうに私はしたほうがいいと思います。

もう一つは、教育長が今こういう発言をされたんだけど、ここに来るまでに2週間あったわけですね。そこでの議論というのは、教育長と煮詰めるべきだったと私は思いますけどね。

以上です。

小田原委員長　ほかに何かございますか。

齋藤委員　もし検討し直すのであるならば、第15条の2項のところに、立会いが「2名以上」となっているんですけども、具体的に校庭を使わせるということを考えれば、サッカーとか野球とかいう非常に大人数を要する競技が考えられるでしょう。例えばサッカーだったら最低限2名はいるわけですね。これが小学校4年生とか3年生とかが使用していたときに、2名の指導者では絶対に足りないと思いますよ。だから、もしこの辺についても規定するのであるならば、細野委員がおっしゃるように細かくいろいろ規定するのであるならば、人数などももう少し増やして何名以上、特に「小学生の場合は」とかただし書きで入れていかないと、小学校低学年のスポーツ団体みたいなところで指導者が2人ということになってくると、ちょっと事故につながる危険性があるだろうというふうに感じました。

遠藤スポーツ振興課長　その点は「2名以上」でございますので、団体のものについて必要であれば4名とか、それは適宜やっていただきたいというふうに思っているんですけど。

小田原委員長　その答えだったら納得できない答えになっちゃうんですよ。

ほかにありますか。この際だから、この点、この点というのを言っていたいて。

課長のお話の中に、学問よりは体育のほうというような話もあつたりしましたがけれども、そこもちょっと議論になるところですよ。スポーツ振興という観点からですと大丈夫だと思いますけれども、私なんかは、教育長も言っている「文武両道」、「文武二道」、スポーツ振興があれば学力も伸びる。だけど、そのときにどういう条件が必要かということになると思うんですね。そういう観点でもう一回ちょっと考えて、経緯を、指摘された事柄について簡単に、木で鼻をくくするような説明の仕方ではなくて、きちんとこのところはこう考えてこういう感じで文言修正しましたという形で示していただきたい。お願いいたします。

では、この件はそういう形で再提出していただきたいというふうに考えます。

細野委員　さっきの確認だけれども、体育館についてもぜひ検討していただきたい。

小田原委員長　含めてね。どっちをどうするかという話になると思いますよ。混乱すると言ったけど、ほかの混乱というのがあるわけですから。

スポーツ振興課の件はそのような形でまた提起していただきたいと思います。

ほかに報告することはございますか。

石垣学校教育部長　事務局のほうからはございません。

小田原委員長　委員のほうから何かございますか。

齋藤委員　これはきょう出るのかなと思いましたがけれども、前回、2週間前のときに、例の麻しんのことで、5月17日以降のワクチンについては行政が半額を持つ、持たないということがそのまま保留になっておりましたよね。保留のままでいいんですか。

野村学事課長　市長部局の健康福祉部のほうとの話し合いの中で、何らかの救済措置を考えようというところまでできています。あとは条件をどこまで攻めていくかということになります。今そこを検討中でございます。以上です。

小田原委員長　検討のときに、細野委員からも話がありましたけれども、教育的、政策的観点をぜひ忘れないでお伝えしていただきたいと思います。

野村学事課長　了解いたしました。

小田原委員長　行政が信用されなくなるような結論は絶対に出してほしくないと思います。行政がオオカミ少年になってはいけないということですよ。わかりますよね。行政が、オオカミが来た、オオカミが来た、逃げろと言うわけでしょう。それが嘘だったという話になるわけだ。そういうことはやってほしくないということです。

野村学事課長　わかりました。

小田原委員長　そんなことしたら、行政は信用されなくなりますよ。やれといたって、やらないほうが得する、これは絶対に避けなければいけない。

齋藤委員　きょう記事を持ってくるのを忘れちゃったんですけれども、新聞にあったんですが、他市で、小学生については全部無償でというような記事だったというように私は記憶しているんですよ。ああいうのが記事になるくらいですから、他市がどういう対応をしているのかということは、やはりこれが前例になってくると思うんですね。この問題だけではなくて、こういう態勢を八王子市がとるということになってくると、例えば来年また何か起きたときに、去年の麻しんのときにはこうだったよねということになってきますよね。だから、早く何か対応しなければならぬことと、前例になるということを考えながら慎重にやっていかなければならぬということになってくると、2週間たって検討しますと言ったまま、これが今後どうなっていくのか。もちろんここだけの問題ではないと思うんですけれども、なるべく早い対応を考えると同時に、慎重に考えなければならぬというところは難しいと思うんですけれども、八王子市ではしっかりとした対応というものが必要になってくると思います。

野村学事課長　十分承知しているつもりです。

小田原委員長　では、よろしく願いいたします。

せつかく学事課長が来たのだから、麻しんの発生状況はどうなりましたか。あれだけみんな心配したけれども、大学生はいっぱいまだかかっているけれども、小学生は抵抗力がありますとか何とかという話が前にありましたよね。

野村学事課長　おかげさまで、本当に少しずつ終息してきている状態です。中学校で1つ、2つ増えているという状況がありますけれども、終息に向かっているなというふうな感触は受けています。ありがとうございます。いろいろ御心配をおかけしました。

小田原委員長　ほかに委員のほうからよろしいですか。

川上委員 全然話が違うので申しわけありません。ですけれども、本質的なところかなと思ってお話をさせていただきたい。

あるお母様が、とまっている電車だと思いますが、お子さんを連れて待っている。「ドアが開いたら、あそこに座るのよ。座ったら寝たふりをするのよ」と言うお母様がいらした。それが一つ、非常に今気になっていることなんです。

それともう一つ、これは、私がじかに聞いたわけではありません。伝聞ですが、小学生がお母様にお話をしているという状況だったそうですが、「風神雷神」という漢字の読みを小学校の先生は「かぜかみ」と読んだんだよとお母さんに言ったそうです。それを横で聞いていた人が元小学校教員だったものですから、心の中で申しわけありませんと頭を下げましたというふうに、そのことを私は伝え聞きましたけれども、現状はそういう社会があるんじゃないかと思うんです。

ですから、今のように、あの議案、この議案で、規則だとか何かたくさんここで変えますけれども、もっと現状をよくするための何かが必要じゃないか。それは規則で変えられるものでないんじゃないか。今思っていることを申し上げたいと思います。ですから、先ほどの体育館の開放時間もそうですけれども、小学生が使うんだったら何時に細かくという規定も大事なことだとは思いますが、それは御両親がどういう判断をなさるかということなのではないかというふうにも思ったりもします。それが具体的にどのようによくなるかというところは、どうしたらいいのでしょうか。前から申し上げるように、親学というものが今回はなくなりましたけれども、親学というものも含めたところで、一般の社会人学、社会人教育という言葉は私は何回かここで申し上げたと思いますが、今、御紹介したような話を聞くと、何とかしないと本当に日本は、もちろん八王子もそうですけれども、弱ってしまっていくなというふうに感じましたものですから、何とかそこはできませんものではないでしょうか。ちょっと申し上げたい。

小田原委員長 そういう問題提起ですが、いかがですか。

細野委員 行政における「裁量」と「ルール」というのがあって、本当におっしゃるとおり裁量で全部できて的確な判断を皆さんがくださったら、それはすごくいいですよ。でも、そういう場合ばかりでない場合がある。そうすると、ルールというのは、この規則がありますからというようなエクスキューズの一つの解決手段としてとても大事なことなんです。それを現場の皆さんに全体的に判断してくださいということは、我々としては少し罪かもしれない。そうしたら、いろいろなケースを考えて、これは規則、実施要綱ですから、そのところはやはり親切にやってやったほうが、納得のプロセスというのがありますから、親だって引っ込むかもしれない。

川上委員 いや、そのことに関しては何の異論もないのです。本来は、その規則を取り扱う人、担当の方が一番いいようにと考えてあげるのもこちらの立場ではないかと。私は、そのことはそのこととして、本質的な教育のあり方のほうがものすごく深くて大きい。それを、どうしましょうかと。

細野委員 それは我々教師が悪いんじゃないでしょうか。

川上委員　ただ、ここでいつも規則や何かのことで議論はいたしますけれども、実際に教員、親、社会の一般の人全員が力をつけること、規則をつくるのではなくて、何とかすることはできないのでしょうか。ちょっとそれをお伺いしたかったんです。

細野委員　私はこう思うんですよ。昔は中国でも「恒産なくして恒心なし」と言いますよ。経済的な、あるいは生活の潤いとか余裕がなければ、そういうふうになってしまうかもしれない。母親だって結構いるんなところでストレスがあって、自分の子どもにだって、そういうのがあるかもしれない。日本人がみんな劣化していると言うかもしれないけれども、社会自身が劣化しているのかもしれない。茶飲み話になっちゃうけど、これは政治家の責任ですよ。でも、そういう政治家を選ぶのは国民だからというふうなことも考えなければだめなので、やはり小さなところから、地道なところから直していかなければいけないですので、やっぱり「恒産なくして恒心なし」ですから、豊かな社会をつくっていかなければいけないと思います。

川上委員　その中で、先ほど申し上げた教員の話ですが、教員の人間的な力ですよ。もちろんそのときは、まだ知識が足りなかった、至らなかった部分を、その後この教員をどう成長させるのかということ、そこはここでもできるのではないかと思って、一つの例として申し上げました。

細野委員　この前、教育長に「あなたも教員でしょう」と言われましたけれども、その前に、私は人間だ、親だ、そこから進めなければいけない。他人の子ども、自分の子どもというのではなくて、子どもなんか社会のものでしょう。そうしたら、親がそういったときに、それを見た人は、違うんじゃないのかなと指摘してあげたり、あるいは子どもたちにもそれを言い聞かせるような雰囲気づくり、そういうものをつくれなかなという気がしますけどね。まずは八王子からでも僕はいいと思いますよ。

川上委員　ですから、しませんかと。「社会人教育」という言葉でいいかどうかわかりませんが、力をつけませんか。私どももちろんそうなんですが、先ほどの話、その場に私が居合わせたらそれを言ったと思うんですが、なかなかそれを言い出すということは難しいこともあるかもしれませんので、教員一人一人もそうですけれども、教員の仕事として、そこで指導なり何なりということが出来るのかもしれませんが。また、一般的に隣の人とどういうふうにできるかということも、何か実を上げていくことができないのかしらと思って、その2つがしばらくの間ちょっと耳に入ったものですから、ちょっとお話しを申し上げたんです。

齋藤委員　川上委員の御意見に私も大賛成です。教育委員会定例会で議案が上がってくると、事前に資料が来ると、一生懸命それを読んで、意見をいろいろまとめてきているつもりなんですけれども、どうしても揚げ足取りみたいな、重箱の隅みたいなことになってしまっているようなことを私も感じるがあります。ただ、議案として上がってきている以上、やっぱり見なければいけないと思いながら一生懸命やっているつもりなんですけれども、そういうものから離れて、八王子市教育委員会として子どもたちを一体どういうふうに見ていくのか、またどういうコンセプトをもちながらやっていくのかということのいろいろ話し合う場がなかなか持てないというのは、私もこの4年間やっていて感じていたところがあります。だから、今の川

上委員の御意見は大変貴重で、ぜひこれからの八王子市教育委員会が、事務局の方々を踏まえ
てなのか、まず5人で始めるのか、どこからスタートするのかわからないですが、いろいろな
ことを話し合えるような、もっと大らかな部分でいろんなことを話し合う時間が持てればいい
なと私も思います。そういう面では、ぜひそういった教育委員会になっていけばいいなという
ふうに思います。そういう機会をつくれればいいと思います。

小田原委員長 非常に話が大きい話なんですけれども、教育委員会は、公立学校がまずあって、
それから社会教育が入ってくるんですけれども、いずれも法律で定められている事柄で成り立
っているものですよね。教育委員会も学校教育法によって、あるいは地方教育行政の組織及び
運営に関する法律というのに従ってあるわけですよね。だから、仕組みについて、どうい
う施策を遂行していくかということについてはやはり考えなければいけない。そういう点で手
続論的部分というのはどうしても出てくるだろう。そっこのほうに事務局は追われるだろう
という現実があるわけですね。

一方で、教育については、教育の担当だけで考えていい問題かということについては、今反
省期に入っていて、教育再生会議そのものについて意見があるところなんだけれども、この間
の第2次答申では、社会総かがりて解決に当たるんだ、教育に当たるんだというふうな提案が
あったわけですよね。それを超えるのが、今の「恒産恒心」の話だろうと思いますし、親学
の話にもなっていくだろうと思うんですね。だから、私たちとしてどういうふうに親なり子ども
たちに、教育というのではなくて、対応していくか。

川上委員 今、親と子とおっしゃいましたが、教員もね。

小田原委員長 教員は、教員というのか親も含めてなんですけれども、これは今までの教育の
責任だろうと思いますよね。教員の話になるとまた蒸し返しになっちゃうんだけれども、人間
として教育に当たっていかなければいけない部分をどこかに置いてきている部分というの
があるんじゃないかというふうに思いますよね。人の子どもを叱れるかという話がありますけれど
もね。

石川教育長 私も皆さんと全く同じことを考えているんですよ。いろいろな改革がなされてい
るけれども、言葉だけでは確かに改革、改革と言っているんですけども、私は改善がちっ
ともされてないと思っているんですよ。言葉の上だけの改革で。要するに、今の教育関連の3法
だって、ほとんどもう既にやられていることで、目新しいことなんか何一つないと言ってい
くくらいの内容になっているわけですね。だから、現行のままだと、あるいは前の法律のも
とでも十分に改善はできるんだけれども、そこが手をつけられない。それで、上のほう
が、実態を無視した形で改革、改革と言っているんだけれども、何にも変わらないわけ
ですよ。

私、ずいぶんいろいろこの問題について考えて、どうやったらそれこそ今やられている社会
総かがりの教育によって未来社会を託す子どもたちを育成できるのか、これはなかなか
難しいです。だから、新しい改正教育基本法には「家庭教育」というのが入ったわけ
ですけども、そのへんの議論がもっと十分にされるのかなと思って教育再生会議の
様子なんかを見ているけれども、結局親のところだとまっちゃって、それに対する冷
ややかな評価、上もストップ

しちゃっているんですね。あのへんのところをもうちょっと議論として深めていかないかぎりだめだと思うし、今のような状況の中で何ができるかといったら、やっぱり地域、家庭がもっと変わってくれなきゃ困る。もちろん学校も変わらなきゃいけない。そういう中で、一番働きかけが可能なのは、組織化されている学校なんだろうなと。学校がもう少し家庭に子どもを介在して働きかけをしていかなければいけないのではないかと。そういう部分がすごく弱いと思うんですね。結局、それをやらせなくというか、やっていない実態のもとでは校長なんです。校長がもうちょっとしっかりした考えのもとに働きかけをしていけば、もう少し家庭も地域も変わってくるのではないかと思います。行政についても、ただここだけで議論したって変わるわけではないから、私はこども家庭部との連携も必要だと思うし、健康福祉部との連携も必要だと思うし、そのほかいろんなところとの連携、協働というのは大事なんだろうと思います。

ただ、やる事がたくさんあり過ぎて、考えてはいて話しているけれども、実際に具体的にどういうふうにしていこうかというところまではまだ至っていない。規則を変えるとかということももちろん必要なんでしょうけれども、もう少し本質的な、そういう問題をもう少し時間をかけてやるべきだろうと思うんですね。そのへんのところを今後この教育委員会の中でもぜひ考えていただいて、本質的なことをもう少し議論した上で、広く社会に影響を与えていくような、そういうことをやったほうがいいと思うんですよ。

規則がこう変わったからと、上の法律が変われば当然変わるわけですから、これで結構でしょうということですと済ませていけば、多少本質的な議論ができるんじゃないかと思いますけれども、私はここへ来て3年目になりますけれども、中身はあまりないものを長時間にわたって議論している。これはやはり改善しなきゃだめなんじゃないですかね。とにかくできるところからやっていかない限りは先に進まないですよ。人間の持つ能力、エネルギーなんていうのは変わらないわけで、自分の持っているもの以上が一時的には出せても、それを継続して出すなんていうことは不可能ですから。そうすると潰れちゃうということですからね。ですから、もうちょっと精選して、合理化すべきところは合理化してやらないと、無理なんじゃないかなというふうに思いますね。

細野委員　今の内閣もそうだけれども、教育に対してすごく注目している、国民全体もそうだと思うんだけど、例えばいろんな社会活動を考えると、子育てが終わったなと思った同時に共稼ぎを始める、あるいは共稼ぎをしなければいけないとか、スーパーなんかを見ても正月からやっているとか、平常だって11時くらいまでやっているわけですよ。じゃあ、そういうところの労働力ってどういう人なのだろうかと。そうすると、恐らく中学校までの御婦人方がたぶん多いと思うんですね。どんな人たちだって、1日24時間しかないわけですよ。寝なきゃいけない。生理的な時間もある。そうすると、その中で子育てに注げる時間がどれくらいあるか。それはみんな理想としてはわかっているけれども、今の生活のことを考えたら、どうしても共稼ぎというダブルインカムを考えないとリスクヘッジできないんだと。こういう現実もあるわけですよ。

ただし、それをじゃここでやるかと言ったって、それはもう無理な話になる。そうしたら、

少しでも、やっぱり僕は、神々は細部に宿るといふかもしれないけれども、本当にちょっとした制度的な工夫で現状が改善する場合も多々あると思うわけ。教育長に「3年間たつけどお前らはぼんくらだ」と、こういうふうに言われてしまったんだけど、僕はそうでもないんじゃないかなと。いろんな本質的な議論はやってきていると思いますけどね。だから、そのときに、下手な鉄砲じゃないけど幾つか撃ってみると。その中で、これは当たった、これで少しは改善されたというようなことも出てくるんじゃないかと私は思いますけどね。大上段ばかりではないと思う。小さな工夫というものがかえって制度を変えていく場合もあるんですよ。

石川教育長　私はすべて否定しているわけじゃないですよ。そういうことが多いということと言っただけです。

細野委員　いや、もちろんですよ。

小田原委員長　私は八王子に来たときに、私は都のほうにいましたから、市教委が差し当たって点検すべきことが20あると、前の教育長に提示したことがあるんですね。その後、教育改革アクションプランをつくる話が出たときに、それを促進する意味もあって、私は10の提案をしたんですね。その10の提案について、皆さんにお配りしたかもしれませんが、この間ひっくり返してみたら、あまりできていない。教育長のお話のようにできている部分もあるんだけど、あまりできてない。一体5年間何をやってきたんだろうかと、忸怩たる思いをしたんですけれどもね。

細野委員　1年で一つずつやっているのだから、それはそれでいいですよ。

小田原委員長　大事な話というのはどうしても先送りという話になっちゃって、川上委員のお顔を見るといつもそういうふう思うんだけど、こういう機会に、親とか子とか教員についてどうするかというのは、やっぱり真剣に、もっと深く、一つでもとにかくどうするかという話を考えていかなければいけないと思うんですね。

社会総がかりと云って、なかなかできないのが実態だから、僕はやはり学校、もっと言えば校長という教育長の話になるんだけど、学校がしっかりすることだと。みんな今まで言っていたことだと思いますけれども、例えば東大和だったかどこだったか、「学校に行こう」という呼びかけをして年間行事を公表する。そんなのはどこでもやっている話で、年間行事が公表されてない学校なんてないわけだけでも、あれが新聞に出してしまうということは、こうした当たり前のことがそれほど世の中に知られていないということですよ。八王子の実態はどうかという、やっていますという話にたぶんなるだろうと思うけれども、やっているんだけど、じゃ、皆さん知っていますかと言ったら、知らないという話になる。だから、それはうまくやっていかなければいけない。だからといって、「学校に行こう」と言わなきゃ行かないというのではやっぱりまずいんですけれども。

僕は学校に、おじいちゃん、おばあちゃんを入れましょうという呼びかけをしたんだけど、学校に、教室におじいちゃん、おばあちゃんが生徒と一緒に座っている。子どもと一緒にいる。あるいは先生と一緒に教壇に立つという、幾らでもできるんだけど、そういうふうなこと。それから、今年から始まった地域運営学校だとか、いろんな手で地域を巻き込ん

でいくというか、みんなで育てていく。

市長は、子どもたちを育てるという発想がよくないという言い方を前にされていたんですね。それは、学校の先生の発想なんだと。いい市民、いい国民というのはどうことなのか。そういういい市民とかいい国民であるようにするにはどうしたらいいのか。それは、教えるとか育てるといふ観点ではないところから攻めるべきだということと言われたことがあるんだけど、非常に難しいけれども、そういう観点で考えてみる必要があるんじゃないかなと思います。

きょうはこの後また予定されていることがありますので、この問題については、集中討議、なかなか時間がありませんけれども、市長を含めて、あるいは議員を含めて、そういう機会をつくる。それから姫木平自然の家に1泊で出かけるとか。なかなか皆さん忙しいから、齋藤委員のいるうちに何かやりましょうとか。それから、ここだけではなくて、またセンターだけではなくて、どこか地域に、夕やけ小やけふれあいの里で教育委員会をやって、そこに地域の人たちにも来てもらうとか、いろんなことをやりながら考えていく。あるいは夜の教育委員会とかで皆さんに来てもらうとか、あるいは子どもが教育委員会をやってみるとか、いろんなことを考えていくことが、その一つのきっかけになっていくんじゃないかなと。そういうふうなことを思いますので、またいろいろお知恵を出し合っていきたいなと思いますが、どうでしょう。また考えて。仕事を増やすことはあまり考えたくないんだけど。

さっきの細野委員の、三歩歩くと忘れちゃうという話は非常に大事な話だなと。その後、教育長の話があるんですよ。忘れないと新しいことが入らない、注入されないんだと。新しいものを入れるためには、忘れることは忘れていかなければいけない。そういう工夫というのが、決断というのかな、それはぜひお互いに考えていかなければいけないことだろうと思いますので、ぜひまたよろしく願いいたします。

細野委員 賛成です。全市を挙げて、八王子は教育で立っていくんだ、世の中に主張していいまちにしていくんだというようなことで、みんなを巻き込まなければだめなんですよ。ぜひそういう機会を設けてほしい。

小田原委員長 僕はその意味で、教育委員会は要らないなんて極端なことを言ったりもするんですけども、そういうものを含めながら全体で考えていく場というのは、教育委員会に任せればいいのかという話ではないわけであって、市長はその必要性は、今、教育委員会はしっかりやっているから必要ないんだというふうに言ってくださっているわけだけれども、そういうことも含めて、ぜひ具体的に実践の場に。教育長のお話を受ければ、改革の号令とか何とかだけではなくて、実践の場は教育委員会とか学校現場に来ているだろうと思いますので、実際に動いていかなければいけないのは私たちだろうということですよ。よろしく願いします。

それでは、予定されたこと以上の本質論を含めていろいろ出ましたが、これをもちまして本定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【午後3時57分閉会】